

彦根市における福祉有償運送の基準要件

彦根市福祉有償運送運営協議会事務局

	項 目	彦根市における基準要件
1	運営主体	NPO 法人、社団法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会 (道路運送法に規定される欠格事項に該当するものでないこと。)
2	運送対象	運送の対象となる旅客は、会員として登録された次に掲げる者およびその付添い人とする。 イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準(基本チェックリスト)に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害(発達障害、自閉症、学習障害等)を有する者 ※ロ・ハ・ホ・ヘ・トについては身体状況その他により運送の対象とすることが適当であると運営協議会で認められた者
3	運送の区域	運送の発地または着地のいずれかが彦根市区域内にあること。
4	使用車両	寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等(貨物運送の用に供する自動車を除く。) ※いずれも乗車定員 11 人未満の自動車であること。 ※使用車両の権原は運営主体が有し、運転者等から提供される場合は運営主体と当該車両の使用に関する契約(使用承諾)について、書面をもって締結されたものであること。 ※自動車の両側面に、名称・「福祉有償運送」の文字・登録番号を記載した標章を見やすいように表示すること。

	項 目	彦根市における基準要件
5	運転者	第二種運転免許所持者（その効力が停止されていないこと）または第一種運転免許所持者で次に掲げる要件を満たしている者。 ①過去2年以内において運転免許停止処分を受けていないこと。 ②申請時に免許取得後2年以上経過していること。 ③国土交通大臣が認定する講習を修了していること。 ④セダン車運転者については、介護福祉士の登録を受けている、または、国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
6	損害賠償措置	①運送に使用する全ての車両について、対人無制限および対物200万円以上の任意保険（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入していること。 ②乗降介助時等に際しての事故等についても、旅客が補償を受けられる保険等に加入していることが望ましい。
7	運送の対価	＜運送の対価＞ 運送の対価は彦根市地域におけるタクシーの上限運賃の約8割であること。ただし、8割以内の対価を設定することも可能とする。 ①距離制または時間制を基本とし、必要があれば両者の併用や定額制によるものも可能とするが、いずれの場合も、それぞれの適用方法について明確に基準を設けること。 ②距離制、時間制とも、旅客が乗車した地点から降車した地点まで適用するものとする。 ＜運送の対価以外の対価＞ 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること。待機料金、キャンセル料（現地に到着したとき以降にキャンセルした場合に限るものとする。）等が想定されるが、いずれの場合もそれぞれの対価の額およびそれを適用する場合の規準を明確に定めるものとする。
8	管理運営体制	運営主体は、運行管理、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応、苦情処理の対応その他安全確保および旅客の利便の確保等に関する体制を整備すること。
9	運行管理責任者	運営主体は、運行管理の責任者を置くものとし、5台以上の自動車を管理する事務所にあっては、道路運送法施行規則第51条の17に定められた条件を満たす運行管理の責任者を置くこと。
10	整備管理	運営主体は、自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うこと。

[補足・運送対象の整理]

Ⅰ 「彦根市における福祉有償運送の基準要件」から

2 運送対象

運送の対象となる旅客は、会員として登録された次に掲げる者およびその付添い人とする。

- イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者
 - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
 - ニ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
 - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、自閉症、学習障害等）を有する者
- ※ロ・ハ・ホ・ヘ・トについては身体状況その他により運送の対象とすることが適当であると運営協議会で認められた者

2 運営協議会で認められた者について（※ロ・ハ・ホ・ヘ・ト）

『身体状況その他により運送の対象とすることが適当であると運営協議会で認められた者』

- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者
⇒ 精神障害者保健福祉手帳の交付された者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
⇒ 療育手帳の交付された者
- ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
⇒ 要支援認定を受けている者であって、ケアプランに福祉有償運送の利用が記載(計画)されている者
- ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
⇒ 基本チェックリスト該当者(介護保険者証に記載)であって、ケアプランに福祉有償運送の利用が記載(計画)されている者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、自閉症、

学習障害等)を有する者

※今後、トに該当する対象者を運送対象として申請する運営主体があれば、その時に検討する。

3 福祉有償運送運営主体で確認すること

ロ(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者)の場合

『精神障害者保健福祉手帳』

ハ(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者)の場合

『療育手帳』

ホ(介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者)の場合

『介護保険被保険者証』『ケアプラン』

ヘ(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当)の場合

『介護保険被保険者証』『ケアプラン』

4 福祉有償運送運営主体で確認できない場合

次回の運営協議会で、対象として認められるかの審査に諮る。